顧問先社長 経営幹部各位

令和7年2月

株式会社 アンジェロ 社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ



【埼玉支社】TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

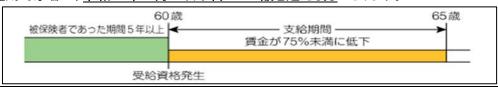
『 今月の担当:山中 』

【高年齢雇用継続給付の支給率引き下げについて】

高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の労働者 であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を 継続する高年齢者に対して、65歳に達するまでの期間支給される給付金です。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律による65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施などの背景から、令 和 7 年 4 月 1 日の改正により、**支給率の限度が 60 歳以後の各月の賃金の 15%から 10%に**変更されます。

本改正の適用対象者は、令和7年4月1日以降に60歳を迎える方になります。



【賃金月額(原則、60 歳に到達する前 6 か月の平均賃金)が 30 万である場合の支給額の例】

- (1) 支給対象月に支払われた賃金が 26 万のとき 賃金が 75%未満に低下していませんので、支給されません。
- (2) 支給対象月に支払われた賃金が 20 万のとき(低下率が 64%超 75%未満のとき) 低下率が 66.67%で 64%を超えていますので、支給対象月の賃金に、10%から一定の割合で逓 減する率を乗じた額が支給されます。
- (3)支給対象月に支払われた賃金が 18 万のとき 低下率が60%ですので、支給額=18万×10%=18,000円

【離職票がマイナポータルで受け取れるようになりました】

離職前の会社からお送りしている離職票について、令和7年1月20日より、希望される方にはマイナポータルを 通じて受け取ることができるようになりました。会社(斎藤マネジメント)が電子申請にて雇用保険の離職手続きを行 い、ハローワークによる審査が終了すると、自動的に離職票等の書類がマイナポータルに送信されるため、会社から 書類を郵送する手間が省けます。マイナポータルで受け取るには、**マイナンバーがハローワークに登録されていること** に加えて、被保険者自身がマイナポータルの利用手続きを行うことが必要です。

